

#### 4 平成15年三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組状況

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
1	総 括 評 価	現在、三重県が進めている男女共同参画の理念である「誰もが参画できる社会をつくり、さらには誰もが参画して社会をつくっていく」ことを重視し、政策上の男女共同参画の位置づけ及び施策体系の見直しを行うとともに、男女共同参画の推進は社会システムの変革であるとの理念の浸透にさらに努められたい。	県民しあわせプランにおいて、「男女共同参画社会の実現」を、政策「一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現」の中で、「人権尊重社会の実現」と並ぶ施策として位置づけた。今後とも男女共同参画理念の浸透に努めていきたい。 (総合企画局・生活部)
2		男女共同参画などの分野において、より一層の総合行政を進められたい。また、県民に身近な市町村との連携を強化し、施策の推進をはかられたい。	第二次実施計画の作成等総合行政で取り組んでいく。また、市町村との連携については、重点プログラムで「男女共同参画地域エンパワメント支援事業」を実施することにより、より一層の推進を図っている。 (生活部)
3		男女共同参画はすべての施策において、その視点をもって進められることが肝要であることから、みえ政策評価システムの中で、すべての職員が男女共同参画の視点で自己評価を行うことができるようにされたい。	昨年度実施した「みえ行政経営体系」の検討に向けたアンケートによると、みえ政策評価システムに対する職員の評価には厳しいものがあった。そのような状況の中で、県民にとって分かりやすく、職員にとって使いやすく簡素なものとするために、みえ政策評価システムの見直しを行った。 人権、男女共同参画、ユニバーサルデザインをはじめ総合行政的取組の必要な様々な課題については、基本事業目的評価表にある評価項目「他の施策や重点プログラム等への貢献(総合行政の視点等)」で記述することとしている。男女共同参画の視点からだけを評価項目に盛り込むことはできないが、この評価項目を通じて、総合行政の一つとして男女共同参画の視点での評価の実施を考えている。 (総合企画局)
4		21世紀の最重要課題の一つであると言われている男女共同参画の推進に関する政策・施策について、ふさわしい人員配置、財源の配分をされたい。	最重要課題のひとつであるとの認識をもち、各部門で実現に努める。 (全部局・生活部)
5		県民しあわせプランの検討に際し、あわせて三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画の目標項目・目標値を見直されたい。	県民しあわせプランで目標値を見直すとともに、第二次実施計画の策定に向け、目標値の見直しを実施している。 (全部局・生活部)
6		三重県の現状を全国データから類推している項目があるが、来年度からはできる限り県データが把握できるようにされたい。	極力県データを掲載するように努めた。 (全部局・生活部)
7	男 女 共 同 参 画 に 関 する 意 識 の 普 及 と 教 育 の 推 進	男女共同参画意識の普及に向け、戦略的取組方針を策定する。	平成16年度中に戦略的啓発方針を策定予定。 (生活部)
8		教材開発等により、さまざまな場面で男女共同参画意識の普及に取り組みやすくする。	重点プログラム「男女共同参画地域エンパワメント支援事業」の中で教材等の開発・提供を行う。 (生活部)
9		特に、近年苦情の多い相談場面における二次被害(相談したことにより、さらに被害者が傷つくこと)の防止に向け、各種相談員の研修を充実する。	平成15年度に先進地調査を実施した。フレンテみえでは平成16年度より月1回程度、相談に関する検討会を開き、専門家が相談員への助言を行っている。 (生活部)
10		教育分野での男女共同参画の推進に向け、男女共同参画と、男女平等・人権等との対比を行いながら、男女共同参画について理解を深めていく。	平成16年3月にリーフレット「男女共同参画社会を実現するために」を作成し、各教育事務所及び各市町村等教育委員会を通じて、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の教職員全員に配付した。現在、各学校では校内研修等に活用されている。 (教育委員会)

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
11	男女共同参画に 育の推進 意識の普及と教	教員等を対象に、男女共同参画に関する理解、学習方針について情報提供を行う機会を計画的に設定する。	教職員を対象に「男女共同参画社会とは」というテーマで、三重県男女共同参画推進条例の理念について学ぶ研修を実施した。また、インターネットを使って研修できるシステム(ネットDE研修)用に、同じ内容のコンテンツを作成し、8月以降に全教職員に対して配信する予定である。 (教育委員会)
12		教育分野の目標値の再検討を行う。	目標項目を、より学校の実情に応じた「男女共同参画に関する校内研修を実施し、教科等にその視点を位置付けた学校の割合」に見直し、目標値達成に向けて取組を進めている。 (教育委員会)
13		男女共同参画についての様々な誤解や曲解に対しては、十分に答えられるようにしておく。	平成16年度中に男女共同参画に関する基本的な考え方を整理し、リーフレットを作成する。 (生活部)
14	政策 男女・共同 方針 参画 決定 の過 進 程 にお ける	個々の審議会等の登用状況についての評価、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を立てる。特に、女性委員が参画していない審議会等にあっては、戦略的に関わる。	「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」を策定し、4月から施行している。平成16年6月1日現在の審議会等への女性の登用率は30.1%であり、初めて30%を上回った。 (生活部)
15		充て職については基準見直しを行うとともに、国等の基準については改善に向けた働きかけを行う。トップが常に男性である団体などにあっては、団体自体の意識を変えていく働きかけをする。	委員の選任基準の見直し等については、上記要綱に反映した。今後改善に向けた働きかけを実施していきたい。 (生活部)
16		審議会等委員に男女共同参画について理解を深めていただく機会を提供していく。	各室の関わりを通じ、男女共同参画に関する事業等の情報提供を行っていく。 (生活部)
17		県における女性職員の管理職への登用に向け、登用年齢に至るまでの段階でさまざまな職務を経験させるなどの能力開発を行い、人材育成に努める。	「女性職員の多様な職務への配置」を人事異動方針の項目の一つに掲げ登用方針を明確にした。 (総務局)
18	雇用等 の分 野 の推 進 にお ける 男女	国、民間団体との連携により、県地域機関も含め、情報提供の拡充をはかる。	「三重の労働」を隔月発行し、三重労働局など関係機関からの情報も含め、幅広い情報を掲載しているところである。また、ホームページにより、「三重の労働」を含んだ労働関係情報を提供している。 (生活部)
19		募集、採用、配置、昇進についての男女間格差の解消に向け、男女雇用機会均等法の普及について、一層の推進をはかる。	6月の男女雇用機会均等月間に、三重労働局等関係機関と連携し、労務管理者を対象としたセミナーを開催した。また、労使コミュニケーション促進のための労働相談事例の紹介など、県内事業者を対象に行った。 (生活部)
20		今後の働き方、職業人としてめざす方向などについて考える機会の提供等、キャリア形成のための支援について検討する。	8月末まで今年度の表彰企業の公募を実施しているところである。公募の応募用紙により、自社チェック表や過去の受賞企業の紹介を行い、普及啓発に努めている。 (生活部)

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
21	雇用等の分野における男女共同参画の推進	多様な働き方について企業等へ情報提供を進めるとともに、パートタイム労働者等の適正な処遇の実施に向け、啓発の一層の推進をはかる。また、県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について、一層の啓発を行う。	労使コミュニケーション診断を推進することにより、企業の積極的な就労環境整備の意識づくりを行っている。 (生活部) 本庁、県民局、みえこどもの城、店舗などで放送等による「家庭の日」の周知を行い、また、県広報に年間通じて掲載を行うなど、さまざまな機会を通じて啓発している。 (生活部)
22		企業等における男女共同参画の取組を促進するため、女性、ひとり親家庭、などにとって働きやすい職場づくりを進めている企業等を県として優遇する制度について、公正性、経済性に配慮しながら検討する。	受賞企業の取組事例については、広く紹介しているところである。今年度の企業表彰の公募とともに、受賞企業を紹介したり、ホームページに掲載するなど普及に努めている。また、優遇制度については慎重に臨むこととし、今後は表彰基準の課題に関する見直しに注力を注ぐ。 (生活部)
23		特に多様な考え方もつと想定される若年層の労働に対する価値観・意識を把握すること。	平成15年度には、若年者就職支援に向けた実態意識調査を実施し若年求職者の実態・意識の把握に努めた。また、今年5月にアスト津に移転リニューアルした「おしごと広場みえ」では、来所者アンケートなどを実施することによりニーズの把握に努めている。 (生活部)
24		目標項目、目標値は、正確性をより高めるため、調査対象の選択、回答数の拡大等、実態把握方法について検討されたい。	審議会からの提言を受け、一部目標項目の見直しを実施した。また、今後も第二次実施計画の策定に向け、目標項目の見直しを進めていく。 (生活部)
25	農林水産業、商工業等の分野における男女共同参画の推進	県民しあわせプランの体系検討にあわせ、商工業等分野において男女共同参画を進める取組について、事業の方向及び支援推進体制の明確化を検討する。 商工業等の自営業における仕事・家庭生活・地域活動等に関し、課題の整理を行う。	アイリス21推進連携会議において各種団体と連携を図るとともに、重点プログラムにて男女共同参画の地域づくりに向けた企業等との共同行動を実施する。 また、各種団体と連携のうえ、実態把握に努め、研修等において支援を行う。 (生活部) 商工会等の女性部による広域連携事業を支援。女性の社会進出支援事業としての少子化問題に対する意識調査や、地域活性化事業の一環としての交流事業などの取り組みが行われている。 (農水商工部)
26		県民しあわせプランの検討にあわせ、漁業分野における取組を再検討する。	漁協女性部で農協女性部の取組についての研修や農村生活研究グループと交流会を行うなどの活動が出てきているが、大きな成果は出ていない。 (農水商工部)
27		農村・漁村アドバイザーに関し、優良事例の紹介や活動状況の発表ができる機会の設定について検討する。	各地域でアドバイザーが講師となる研修会等を企画・開催している。 (農水商工部)
28		農林水産関係の説明会や研修会は、男女がともに参加できるよう、テーマの設定や開催時間等について一層配慮して実施する。	男女共同参画以外のテーマと組み合わせた研修会にするなど、男性の参加が得られやすいよう工夫している。 (農水商工部)
29		市町村合併は、農山漁村において旧来の慣習・慣行を見直す絶好の機会であることから、市町村と協力しながら効果的な取組方策を検討する。	農業委員の女性登用については、各市町村長、議長、農業委員会長に対して文書で依頼しているほか、県民局農水商工部長等が直接推進を行っている。合併市町村についてもタイミングを見計らって同様の働きかけを行っていく予定。 (農水商工部)

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
30	家庭・地域における男女共同参画の推進	ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の設置などの取組を一層進める。	ファミリー・サポート・センターは、未設置市町村に対し働きかけを行った結果、7月から尾鷲市が設置し活動を開始した。他に鈴鹿市、いなべ市が今年度中の設置に向け、現在準備しているところである。 (生活部) 放課後児童クラブの設置について、市町村等への働きを進めている。 (健康福祉部)
31		男女ともに働き方の見直しを行い、協力して子育て・介護にあたる。また、子育て・介護は社会全体でみていくという意識の浸透をはかっていく。そのため、本人・家族・地域全体の意識改革に向けた取組を行う。男女がともに子育て・介護技能を向上できるよう支援を行う。	先行的に取り組んでいる県外の市を招いて5月28日に研修会を実施した。 (健康福祉部) 介護保険制度の推進はもとより介護予防・地域支え合い事業について、家族介護支援事業(家族介護教室ほか6事業)をはじめ他のメニューを活用して地域の高齢者・介護者を支援している。また、介護技能の向上については、昨年度に引き続き、地域介護実習・普及センターにおいて、県民各層に対する研修事業として、介護入門講座、介護実習講座、ヤング介護講座及び家族介護者に対する研修事業を実施している。 (健康福祉部)
32		将来の家庭生活に視点を置き、子育て・介護をはじめとする生活技能に関し、若い世代に対し、学校等で学習機会を提供していく。	将来、親となる高校生の子育てに対する理解を深めるため、16年度から、県立高等学校9校をモデル校に指定し、子育て体験講座を開催する「いきいき子育て体験サポート事業」を実施している。 (教育委員会)
33		4か月、1歳半、3歳児健診時等において、重点的な情報提供と父母に対する精神的支援を行うことを検討する。また、産後の母親の精神衛生について、産科と地域保健の連携方法を検討する。	各市町村の乳幼児健診における心理相談体制については虐待予防の観点から大変重要であり、従来の健診を母子を単位とした健診体制に充実するよう働きかける。 (健康福祉部)
34		男女共同参画のまちづくり等を通して、人間関係の強化、人がつながっていける地域形成を行い、地域の子育て機能、高齢者及び介護者の支援機能の強化をはかる。	介護予防・地域支え合い事業、地域介護実習・普及センター事業、介護保険事業等を引き続き推進している。また、老人入所施設及び利用施設等についても、整備を進めるとともに地域における介護拠点としての高齢者小規模多機能施設の整備について進めている。 (健康福祉部) 生活部・健康福祉部の連携のもと、積極的に取り組む。 (生活部・健康福祉部)
35		孤立感を抱いている父母に対し、支援サービスに関するニーズの把握を行い、交流の機会の提供などにより、子育て支援を行う。	平成16年2～3月にかけて、20・30歳代男女に対し結婚観や子育て観など「家庭生活」に関する調査を実施した。 (健康福祉部) 交流機会の提供については、子育て情報交流センター事業を通して、市町村を支援していく。 (健康福祉部)
36		人権の尊重と心身の健康支援	潜在しているDV被害者の実態把握を行う。アプローチ方法や実施したサービスに対する満足度についての調査を検討する。また、相談体制や窓口の周知方法などについて検討する。
37	DV被害者を支えるしくみづくりにつながる意識の普及に努める。		重点プログラムにて、地域においてDV被害者支援をすることのできる指導者を養成することにより、DV被害者を支えるしくみを充実させる。 (健康福祉部)

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
38	人 権 の 尊 重 と 心 身 の 健 康 支 援	相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、連携の強化などにより、質の高いサービス提供に努める。また、民間シェルターの設置等に対する支援について検討する。	相談員の資質向上については研修を実施している。役割分担の明確化、連携の強化については、改正DV防止法の趣旨にのっとり、今後福祉事務所と協議を進める。民間シェルター支援については、重点プログラムのDV対応指導者養成セミナー受講者と連携することにより、今後具体的に検討していく。 (健康福祉部)
39		DV加害者の理解や暴力の原因等の解明と平行して、加害者のための学習プログラム(DVが犯罪であるという意識、暴力によらないコミュニケーション等)の導入について検討する。	先進地調査を実施するとともに、男女共同参画推進会議等において、議論を行う予定。 (生活部・全部局)
40		相談機関の連携強化をはかるとともに、最適専門機関への適切な紹介等が可能となるよう、各種相談機関の窓口機能を強化する。	相談機関のネットワーク会議において、議論を行っている。また、男女共同参画推進会議等においても議論を行う予定。 (生活部・全部局)
41		現在、別々に行っているDV・児童虐待への関わりについて総合的に実施することを検討する。	女性相談所と児童相談所との連携をより強化していく。 (健康福祉部)
42		本年度から実施している不妊専門相談についてニーズ等の分析を行い、必要な部分を充実させる。	平成16年8月に検討会を開催する予定。 (健康福祉部)
43		生涯を通じた健康管理に向け、他県等で実施されている取組を参考にしながら、トータルな健康管理システムの構築を検討する。	国の指針を受け市町村への情報提供や啓発を行うとともに、「生涯にわたって健やかな女性であるために」という標語のもと、ショッピングセンターにおいて検診の普及啓発活動を行った。 (健康福祉部)
44		自殺や引きこもりについて、三重県における状況や原因の把握を行う。	「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」として、人格障害や境界例、ひきこもりなど問題が複雑で対応困難な事例を支援するための方策を明らかにする調査・検討を実施。社会的ひきこもりのように家庭内に問題が限局される群…と二次的ひきこもりや問題行動となって現れる事例等の家庭外に問題が露呈される群…に分けての対応策が必要との結果。 については、平成16年7月からひきこもりサポート事業を実施、 については「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として引き続き重点プログラムとして取り組んでいる。 (健康福祉部) 自殺については、引き続きこころの相談体制を整備するとともに、自殺予防のための方策について検討を行っていく。 (健康福祉部)
45		三重県における父子家庭の実態及び公的な提供サービスについて把握を行う。	平成16年2～3月にかけて、母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の日常生活の実態やニーズ把握に関する調査を実施した。 (健康福祉部)

		提 言	取 組 状 況 (平成16年7月末現在)
46	計 画 の 推 進	みえ政策評価システムの中で、すべての県事業が男女共同参画の視点で実施されているかについて確認できるようにする。	昨年度実施した「みえ行政経営体系」の検討に向けたアンケートによると、みえ政策評価システムに対する職員の評価は厳しいものがあった。そのような状況の中で、県民にとって分かりやすく、職員にとって使いやすく簡素なものとするために、みえ政策評価システムの見直しを行った。 人権、男女共同参画、ユニバーサルデザインをはじめ総合行政的取組の必要な様々な課題については、基本事業目的評価表にある評価項目『他の施策や重点プログラム等への貢献(総合行政の視点等)』で記述することとしている。男女共同参画の視点からだけを評価項目に盛り込むことはできないが、この評価項目を通じて、総合行政の一つとして男女共同参画の視点での評価の実施を考えている。 (総合企画局)
47		各界のトップ層へ男女共同参画意識の浸透をはかる効果的な手法について検討する。	アイリス21トップセミナーを開催している。平成16年度に策定予定の戦略的啓発方針の中で検討を行う。 (生活部)
48		審議会による評価を生かし、三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画の目標値等の改善を行う。	県民しあわせプランで目標値を見直すとともに、第二次実施計画の策定に向け、目標値の見直しを実施している。 (生活部)
49		三重県男女共同参画センターは、専門性を強化し、各種調査研究、教材開発、ノウハウの移転などにより、市町村の取組を支援する。	重点プログラム「男女共同参画地域エンパワメント支援事業」の中で教材等の開発・提供を行う。 (生活部)
50		男女共同参画のまちづくり等を通じて地域力の強化をはかるとともに、条例制定・計画策定・意識普及に向けた効果的な事業展開などについて情報提供を行い、市町村等を支援する。	重点プログラムにおいて取組を実施している。 (生活部)